

## 様式 1 公表されるべき事項

### 独立行政法人 労働政策研究・研修機構(法人番号9011605001191)の役職員の報酬・給与等について

#### I 役員報酬等について

##### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

###### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人の役員報酬は、独立行政法人通則法に基づき、国家公務員の給与等を考慮して、平成15年10月の独立行政法人設立時、月額で理事長1,033千円、理事854千円、監事773千円に設定したが、平成16年4月1日に△10%の独自の削減を実施した。その他は、人事院勧告に準拠して、給与水準の改定を行っている。平成28年度の役員の年間報酬は、理事長17,605千円、理事14,712千円(平均)、常勤監事13,673千円、非常勤監事2,886千円である。

なお、同じ独立行政法人として政策研究を実施している経済産業研究所の役員報酬は、平成27年度公表資料によれば、理事長は、22,331千円、理事17,027千円、監事は該当者がなく、非常勤監事は2,200千円である。

###### ② 平成28年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員報酬への業績反映は、勤勉手当を、基準日以前における機構の業務実績及びその者の職務実績等並びに基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて支給している。

###### ③ 役員報酬基準の内容及び平成28年度における改定内容

###### 法人の長

役員報酬支給基準は、本俸、特別調整手当及び期末・勤勉手当から構成されている。当機構「役員報酬規程」に基づき本俸918千円、特別調整手当146千円を支給。

期末手当は、当機構「役員報酬規程」に基づき、期末手当基礎額(本俸+特別調整手当+(本俸×25/100)+{(本俸+特別調整手当)20/100})に、6月に支給する場合においては62.5/100、12月に支給する場合においては77.5/100を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当は、上記基礎額に、6月においては87.5/100を、12月においては97.5/100を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

給与制度の総合的見直しに基づき、国家公務員の地域手当の支給割合が、東京都特別区について、平成28年4月から1.5%(18.5%→20.0%)引上げられたのに伴い、当機構の役員報酬の特別調整手当の支給割合についても、1.5%(14.5%→16.0%)引上げた。

理事	当機構「役員報酬規程」に基づき本俸759千円、特別調整手当121千円を支給。期末手当、勤勉手当の基礎額、支給月数、在職期間に応じた割合、特別調整手当の改正は、理事長に同じ。
監事	当機構「役員報酬規程」に基づき本俸687千円、特別調整手当109千円を支給。期末手当、勤勉手当の基礎額、支給月数、在職期間に応じた割合、特別調整手当の改正は、理事長に同じ。
監事(非常勤)	当機構「役員報酬規程」に基づき手当240千円を支給。期末・勤勉手当は、支給しない。

## 2 役員報酬等の支給状況

役名	平成28年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	千円	千円	千円	就任	退任	
法人の長	17,605	11,016	4,827	1,762 0 (特別調整手当) (通勤手当)			
A理事	14,810	9,108	3,991	1,457 253 (特別調整手当) (通勤手当)			◇
B理事	14,615	9,108	3,991	1,457 58 (特別調整手当) (通勤手当)			※
A監事	13,673	8,244	3,612	1,319 497 (特別調整手当) (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	2,886	2,886	0	0			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しません。

注2:「特別調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものです。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

### 3 役員の報酬水準の妥当性について

#### 【法人の検証結果】

##### 法人の長

当法人の使命は、内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的かつ効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することである。

当法人の理事長は、法人全体の業務を総括するとともに、研究員をはじめとした職員の人心を掌握し、調査研究の質をさらに高めていくための強力なリーダーシップに加え、関係する有識者が持つ課題認識の把握及び労働問題に関する高度かつ、学際的な専門性が求められる。

こうした職務内容の特性を満たす人材を登用するためには、以下の法人の長と同程度の待遇をする必要がある。

- ①社会科学系の研究事業を行う独立行政法人  
経済産業研究所
- ②労働問題を幅広く総合的に研究している国立大学法人  
東京大学、一橋大学
- ③厚生労働省所管の独法のうち、職員規模が比較的近い法人  
医薬基盤・健康・栄養研究所
- ④全国展開しておらず、職員規模が比較的近い独立行政法人  
交通安全環境研究所

当法人の理事長の報酬(17,605千円)は、前述の法人の長の平均報酬(20,131千円)を下回っており、その報酬水準は妥当なものと考えられる。

また、当法人の平成27年度業務実績評価結果については、10項目中、A評価が1項目、B評価が9項目であり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

##### 理事

当法人の理事は、理事長を補佐して法人の業務を統括し、職員の人心を掌握するとともに、調査研究の質をさらに高めていくためのリーダーシップに加え、高度な課題解決能力及び労働問題に関する高度かつ、学際的な専門性が求められる。

こうした職務内容の特性を満たす人材を登用するためには、上述の法人の理事と同程度の待遇をする必要がある。当法人の理事の平均報酬(14,712千円)は、上記法人の理事の平均報酬(16,987千円)を下回っており、その報酬水準は妥当と考えられる。

また、当法人の平成27年度業務実績評価結果については、10項目中、A評価が1項目、B評価が9項目であり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

## 監事

当法人の監事には、当該法人の業務及び監事を除く役員の職務の執行を監査するため、当該法人の業務内容に関する幅広い知識及び業務監査、会計監査、内部統制システムに関する高度な専門性が求められる。

こうした職務内容の特性を満たす人材を登用するためには、上述の法人の監事と同程度の待遇をする必要がある。当法人の監事の報酬(13,673千円)は、上記法人の中で唯一該当があった東京大学の監事の報酬(13,988千円)を下回っており、その報酬水準は妥当と考える。

また、当法人の平成27年度業務実績評価結果については、10項目中、A評価が1項目、B評価が9項目であり、この点を踏まえても、報酬水準は妥当と考えられる。

## 監事(非常勤)

当法人の監事には、当該法人の業務及び監事を除く役員の職務の執行を監査するため、当該法人の業務内容に関する幅広い知識及び業務監査、会計監査、内部統制システムに関する高度な専門性が求められる。

こうした職務内容の特性を満たす人材を登用するためには、上述の5法人の監事(非常勤)と同程度の待遇をする必要がある。当法人の監事(非常勤)の報酬(2,886千円)を、上記の法人の監事(非常勤)の平均報酬(2,401千円)と比較すると、報酬水準に大きな乖離は見られない。

## 【主務大臣の検証結果】

当該役員の報酬は、類似の事業(社会学系の研究)を実施する他法人と比較すると妥当な水準であると考え。また、役員の職務内容の特性や平成27年度業務実績評価結果を鑑みても妥当な報酬水準であると考え。

4 役員の退職手当の支給状況(平成28年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
A理事	該当者なし					
B理事	該当者なし					
C理事	4,331	4	0	H27.9.30	1.1	※
A監事	該当者なし					
B監事 (非常勤)	該当者なし					

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付しています。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
A理事	該当者なし
B理事	該当者なし
C理事	「独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率の算定ルール」に基づき、在任中の期間の年度評価により算定し、厚生労働大臣が決定した。
A監事	該当者なし
B監事 (非常勤)	該当者なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給は未導入であり、今後の導入については他法人の動向を参考に検討することとしたい。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

職員給与の支給基準は、独立行政法人通則法に基づき、国家公務員及び民間企業の従業員の給与水準を考慮して決定することとしている。特に、民間の給与実態調査に基づく人事院勧告を反映した国家公務員の給与水準との均衡を図ることが重要と考えている。

①国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所は、当該法人と分野は異なるものの、同じ独立行政法人として研究事業を実施しており、法人規模も同規模である。常勤職員の平均年間給与額は8,224千円で、当機構の8,922千円と大きな乖離は見られない。(平成27年度公表資料)

②他に類似の業務を行っている民間企業における年間平均給与額は、8,360千円(「平成28年賃金構造基本統計調査(学術・開発研究機関、100～999人、大学・大学院卒、45～49歳、全国平均)」)である。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

目標管理型の人事評価制度(業績評価及び能力評価)に基づき、職員の目標達成結果を評価し、賞与(勤勉手当)や昇格に反映させている。

勤勉手当は、基準日以前における直近の人事評価の結果に応じて、支給率を変更している。昇格は、業績や能力、その他の項目を総合的に判断して決定している。

#### ③ 給与制度の内容及び平成28年度における主な改定内容

当機構職員給与規程に基づき、基本給(本俸及び扶養手当)及び諸手当(特別都市手当、住居手当、通勤手当、職務手当、時間外勤務手当、休日手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当)を支給している。

期末手当については、期末手当基礎額(基本給×特別都市手当)+加算)に職員・課長相当職にあつては、6月は122.5/100、12月は137.5/100、部長相当職にあつては、6月は102.5/100、12月は117.5/100を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当については、勤勉手当基礎額(基本給×特別都市手当)+加算)に、職員・課長相当職にあつては、6月は80.0/100、12月は90.0/100、部長相当職にあつては、6月は100.0/100、12月は110.0/100を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

人件費削減及び国家公務員給与との均衡を図るため以下の取組を実施した。

- ・事務職本俸の2%削減の継続(平成16年度より実施)
- ・事務職の職務手当支給率の削減(部長:20%→15%、課長15%→10%、課長補佐8%→6%、平成16年度より実施)後の額を基準とした定額化の継続(平成22年度より実施)

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成28年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 76	歳 47.9	千円 9,118	千円 6,594	千円 138	千円 2,524
事務・技術	人 51	歳 48.4	千円 8,979	千円 6,496	千円 153	千円 2,483
研究職種	人 25	歳 46.9	千円 9,401	千円 6,794	千円 108	千円 2,607

任期付職員	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
研究職種	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

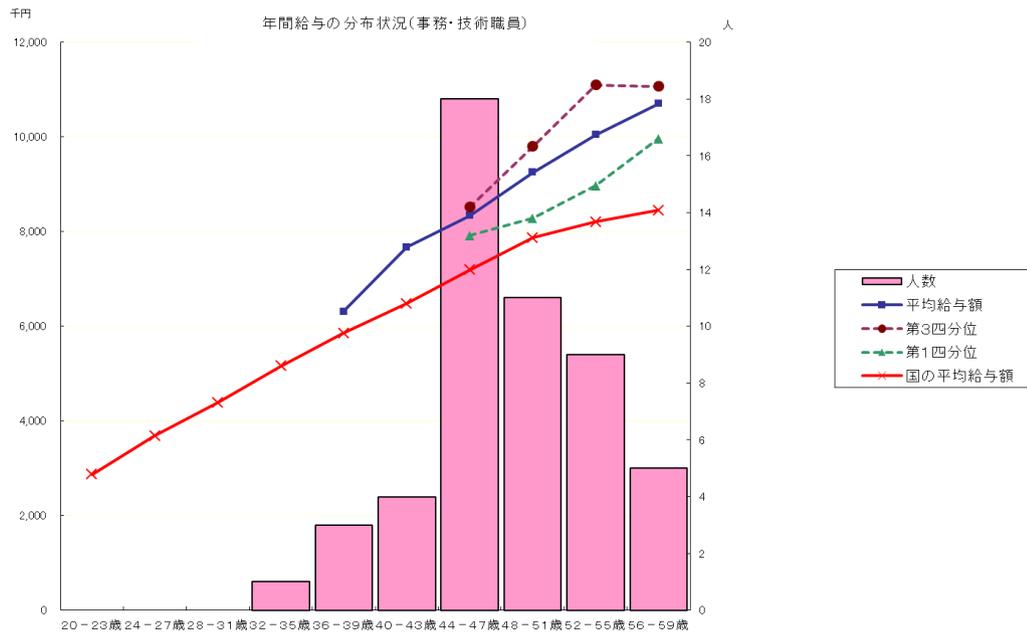
注: 任期付職員については、該当者が2人のため、当該職員に関する個人情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していません。

再任用職員	人 4	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
事務・技術	人 1	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
研究職種	人 3	歳 63.5	千円 6,022	千円 4,997	千円 90	千円 1,025

注1: 再任用職員については、事務・技術の該当者が1人のため、当該職員に関する情報が特定される恐れがあることから、再任用職員の合計欄及び事務・技術欄について、人数以外は記載していません。

注2: 医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種、在外職員及び非常勤職員については、該当者がいないため表を省略しました。

②年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)  
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



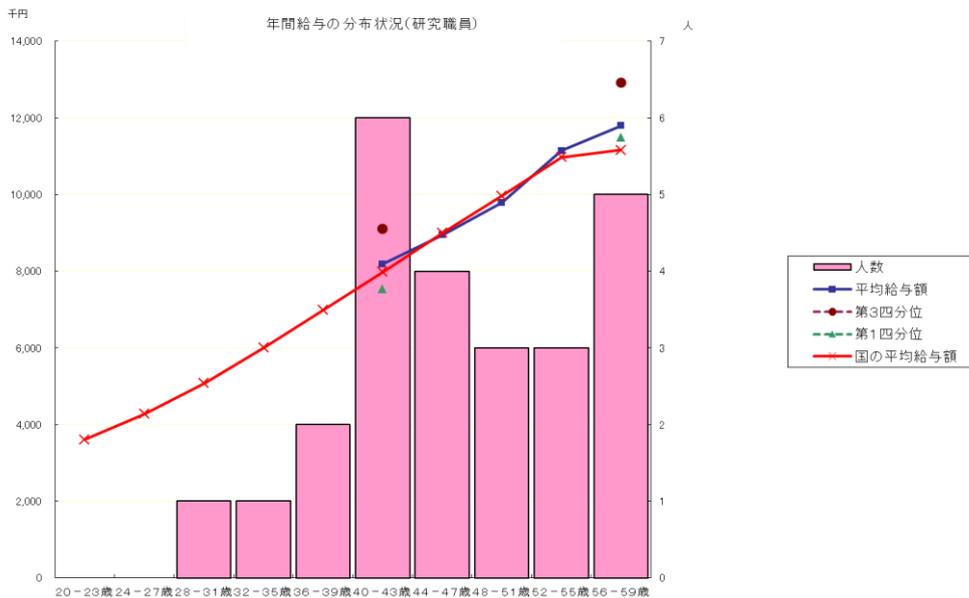
注1: 20-23歳、24-27歳、28-31歳は該当者が存在しません。

注2: 32-35歳は該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していません。

注3: 36-39歳、40-43歳の在職職員は、該当者が4人以下であるため、第1四分位及び第3四分位は記載していません。

注4: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況です。以下、④まで同じ。

②年齢別年間給与の分布状況(研究職員)



注1: 20-23歳、24-27歳については、該当者が存在しません。

注2: 28-31歳、32-35歳の在職職員は該当者が1人、36-39歳の在職職員は該当者が2人であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していません。

注3: 44-47歳、48-51歳、52-55歳の在職職員は該当者が4人以下であるため、第1四分位及び第3四分位は記載していません。

### ③職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員)

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
部長	7	55.1	11,286	11,901～10,887
課長	15	51.2	9,616	10,321～8,447
課長補佐	27	46.1	8,009	9,046～6,256
係長	1	-	-	-
係員	1	-	-	-

注1:当機構は本部とそれ以外の区分のない組織です。

注2:係長、係員については、該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していません。

### ③職位別年間給与の分布状況(研究職員)

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
所長	1	-	-	-
研究部長	4	56.5	12,282	-
研究課長	11	48.3	9,659	10,254～9,099
主任研究員	6	41.3	7,475	7,931～6,521
研究員	3	36.5	6,399	-

注1:所長は該当者が1人であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、人数以外は記載していません。

注2:研究部長については該当者が4人、研究員については該当者が3人であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、「最高～最低」は記載していません。

注3:研究部長、研究課長、主任研究員は、それぞれ当機構の統括研究員、主任研究員、主任研究員補佐に相当する職位です。

④賞与(平成28年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 56.9	% 57.8	% 57.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.1	% 42.2	% 42.6
	最高～最低	% 51.5～38.0	% 50.1～37.4	% 50.5～38.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 59.6	% 59.5	% 59.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.4	% 40.5	% 40.5
	最高～最低	% 44.7～34.7	% 44.9～35.3	% 44.8～35.0

④賞与(平成28年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.9	% 56.8	% 56.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.1	% 43.2	% 43.7
	最高～最低	% 52.0～37.6	% 47.7～37.8	% 49.8～37.7
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 58.8	% 58.8	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.2	% 41.2	% 41.2
	最高～最低	% 44.7～37.9	% 44.9～34.6	% 43.6～36.2

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### 事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 118.2</li> <li>・年齢・地域勘案 103.3</li> <li>・年齢・学歴勘案 112.4</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 98.6</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当法人の事務・技術職員の対国家公務員指数が118.2と高い理由は、①主たる事務所が東京都練馬区であること、②事務・技術職員の95.4%が大卒以上(国家公務員行政職俸給表(一)職員は55.8% (「平成28年国家公務員給与等実態調査」)であることによるものであり、こうした地域差及び学歴差を調整した後の指数は98.6と、国家公務員の指数を下回っている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 97.8%】          (国からの財政支出額2,576,793千円、支出予算の総額2,635,095千円：平成28年度予算)</p> <p>【累積欠損額 0円(平成27年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 37.8%(常勤職員数66名中25名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 95.4%(常勤職員66名中63名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 41.3%】          (支出総額 2,447,722千円：平成28年度決算、          給与・報酬等支給総額 1,013,301千円)</p> <p>平成28年度における数値が国家公務員の水準を上回っている主な理由は、当法人の主たる事務所が東京都練馬区にあること、国家公務員と比較して職員に占める大学卒業者の割合が高いことなどによるものと考えられる。</p> <p>当法人の使命は、内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的かつ効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することである。</p> <p>他に類似の業務を行っている民間企業における年間平均給与額は、8,360千円(「平成28年賃金構造基本統計調査(学術・開発研究機関、100～999人、大学・大学院卒、45～49歳、全国平均)」となっている。</p> <p>平成28年度決算における支出総額2,447,722千円のうち、給与・報酬等支給総額は1,013,301千円(支出総額に占める割合41.4%)である。平成28年度計画予算の給与、俸給等支給総額は、1,062,371千円であり、予算の範囲内で適正に執行している。</p> <p>事務・技術職における管理職の割合は37.8%と、国家公務員の俸給の特別調整額対象者の割合(16.9%、「国家公務員給与の概要 平成28年8月」、⑨手当別受給者数、受給者平均手当月額を参照)を上回っているが、これは、平成15年10月の設立以来、継続して組織の合理化・業務の効率化に努め、新規採用を抑制していることが主な理由である。</p> <p>大卒以上の高学歴者の割合(95.4%)は、国家公務員(55.8%、「国家公務員給与の概要 平成28年8月」、⑤行政職(一)の最終学歴別人員構成比)より高くなっているが、地域・学歴勘案の指数は国家公務員の指数を下回っている。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>事務・技術職の本俸2%削減、職務手当支給率の削減後の額を基準とした定額化、一部管理職の給与引き下げを継続して実施したことにより、平成28年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員を下回っている。</p>

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 102.1</li> <li>・年齢・地域勘案 99.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 101.6</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 98.8</li> </ul>
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>当法人の研究職員の対国家公務員指数が102.1と高い理由は、①主たる事務所が東京都練馬区であること、②全ての研究職員が大卒以上であること、などによるものであり、こうした地域差及び学歴差を調整した後の指数は98.8と、国家公務員を下回っている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果)  <b>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 97.8%】</b>            (国からの財政支出額2,576,793千円、支出予算の総額2,635,095千円：平成28年度予算)  <b>【累積欠損額 0円(平成27年度決算)】</b>  <b>【管理職の割合 26.4%(常勤職員数34名中9名)】</b>  <b>【大卒以上の高学歴者の割合 100%(常勤職員34名中34名)】</b>  <b>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 41.4%】</b>            (支出総額 2,447,722千円：平成28年度決算、            給与・報酬等支給総額 1,013,301千円)</p> <p>平成28年度における数値が国家公務員の水準を上回っている主な理由は、当法人の主たる事務所が東京都練馬区にあること、全ての研究職員が大卒以上であることなどが考えられる。</p> <p>当法人の使命は、内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的かつ効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資することである。</p> <p>他に類似の業務を行っている民間企業における年間平均給与額は、8,360千円(「平成28年賃金構造基本統計調査(学術・開発研究機関、100～999人、大学・大学院卒、45～49歳、全国平均)」となっている。</p> <p>平成28年度決算における支出総額2,447,722千円のうち、給与・報酬等支給総額は1,013,301千円(支出総額に占める割合41.4%)である。平成28年度計画予算の給与、俸給等支給総額は、1,062,371千円であり、予算の範囲内で適正に執行している。</p> <p>研究職における管理職の割合は26.4%と、国の俸給の特別調整額対象者割合(16.9%、「国家公務員給与の概要 平成28年4月」、⑨手当別受給者数、受給者平均手当月額を参照)を上回っているが、これは、平成15年10月の設立以来、継続して組織の合理化・業務の効率化に努め、新規職員の採用を抑制していることが主な理由である。</p> <p>大卒以上の高学歴者の割合(100.0%)は、国家公務員(97.6%、「平成28年 国家公務員給与等実態調査の結果」⑤手当別受給者数、受給者平均手当月額)より高くなっているが、地域・学歴勘案の指数は国家公務員の指数を下回っている。</p> <p>(主務大臣の検証結果)            地域・学歴を勘案すると、給与水準が国家公務員より低い水準となっているが、今後とも適正な給与水準の在り方について検討を進めていただきたい。</p>
講ずる措置	<p>平成28年度の給与水準は地域・学歴を調整した指数において国家公務員を下回っている。今後も、国家公務員の給与水準を十分考慮し、年齢・地域・学歴勘案で国家公務員と同程度の給与水準となるよう努めていく。</p>

#### 4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)  
月額 210,073 円 年間給与 3,107,999 円
- 35歳(本部課長補佐、配偶者、子1人)  
月額 389,659円 年間給与 6,377,913円
- 45歳(本部課長補佐、配偶者、子2人)  
月額 521,778円 年間給与 8,562,803円

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

目標管理型の人事評価制度に基づき、職員の業績を評価し、賞与(勤勉手当)や昇格に反映させている。

### III 総人件費について

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 897,334	千円 940,673	千円 1,022,791	千円 1,011,012	千円 1,013,301
退職手当支給額 (B)	千円 68,379	千円 40,170	千円 24,370	千円 45,722	千円 50,443
非常勤役職員等給与 (C)	千円 191,399	千円 193,758	千円 197,287	千円 196,587	千円 189,251
福利厚生費 (D)	千円 183,233	千円 185,016	千円 197,289	千円 192,903	千円 195,327
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,340,347	千円 1,359,619	千円 1,441,739	千円 1,446,226	千円 1,448,324

注1: 中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載しています。

注2: 千円未満を端数を処理しているため、合計とは端数において合致しないものがあります。

## 総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額は、前年度に比べて0.2%(2,288千円)増加したが、これは国に準じて賞与の月数を4.2箇月から4.3箇月に上げたこと等による。

最広義人件費は、0.1%(2,098千円)増加したが、これは平成27年度に退職した役員の退職金支給が平成28年度に行われたこと等による。

### 退職手当支給水準の引き下げについて

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講じている。

(役員は、平成25年1月に役員退職金規程を改定、職員は、管理職を対象に平成26年3月に退職手当支給規程を改定。一般職員は、労使交渉の結果、平成26年5月に当該規定の改定を行った)。

### 役員に関する講じた措置の概要:

平成25年1月1日から退職者一律で調整率を以下のとおり適用。

- ・平成25年 1月1日から同年9月30日まで 95.45/100
- ・平成25年 10月1日から平成26年6月30日まで 90.90/100
- ・平成26年 7月1日以降 86.35/100

### 職員に関する講じた措置の概要:

平成26年3月31日から退職者一律で調整率を以下のとおり適用。

- ・平成26年3月31日まで 98/100
- ・平成26年4月1日から同年6月30日まで 92/100
- ・平成26年7月1日以降 87/100

## IV その他

特になし